

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

規 則	○ 三重県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則	社会教育・文化財保護課	1頁
告 示	○ 三重県教育委員会表彰規則取扱要綱の一部を改正する告示	教育総務課	4頁
訓 令	○ 三重県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令	福利・給与課	4頁
	○ 三重県教育委員会の感染症の管理に関する訓令の一部を改正する訓令	福利・給与課	6頁
お知らせ	○ 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	福利・給与課	8頁
	○ 公立学校職員定数条例の一部を改正する条例	教職員課	12頁
	○ 公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例	福利・給与課	13頁

規 則

三重県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和三年三月二十三日

三重県教育委員会教育長 木 平 芳 定

三重県教育委員会規則第四号

三重県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

三重県文化財保護条例施行規則（昭和五十一年三重県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第一号様式、第四号様式及び第五号様式中「㊦」を削る。

第六号様式を次のように改める。

第6号様式その1（第4条、第15条関係）

年 月 日

三重県教育委員会 あて

旧所有者住所
氏 名

新所有者住所
氏 名

三重県指定有形（有形民俗）文化財所有者変更届出書
下記のとおり所有者を変更したので届け出ます。

記

- 1 種別、名称及び員数
 - 2 指定書の記号番号
 - 3 指定年月日
 - 4 所在の場所
 - 5 旧所有者の氏名又は名称及び住所
 - 6 新所有者の氏名又は名称及び住所
 - 7 変更年月日
 - 8 変更の理由
 - 9 その他参考となる事項
- ⑨
- 1 この届出には、指定書を添付すること。
 - 2 変更の理由が旧所有者死亡の場合は、旧所有者住所・氏名を相続代務者とすることができるが、その場合は代務者を証するものを添付すること（様式は任意とする）。
 - 3 変更理由が相続の場合は、それを証するものを添付すること。
 - 4 変更理由が譲渡等による場合は、旧所有者作成の同意書を添付すること（様式は任意とする）。
 - 5 その他、特別な事由のある場合には、その内容を示す書類を添付すること。

第 6 号様式その 2 (第 27 条関係)

年 月 日

三重県教育委員会 あて

旧所有者住所
氏 名

新所有者住所
氏 名

三重県指定史跡（名勝、天然記念物）所有者変更届出書
下記のとおり所有者を変更したので届け出ます。

記

- 1 種別、名称及び員数
 - 2 指定年月日
 - 3 所在の場所
 - 4 旧所有者の氏名又は名称及び住所
 - 5 新所有者の氏名又は名称及び住所
 - 6 変更年月日
 - 7 変更の理由
 - 8 その他参考となる事項
- ⑨
- 1 変更の理由が旧所有者死亡の場合は、旧所有者住所・氏名を相続代務者とすることができるが、その場合は代務者を証するものを添付すること（様式は任意とする）。
 - 2 変更理由が相続の場合は、それを証するものを添付すること。
 - 3 変更理由が譲渡等による場合は、旧所有者作成の同意書を添付すること（様式は任意とする）。
 - 4 その他、特別な事由のある場合には、その内容を示す書類を添付すること。

第七号様式及び第八号様式中「㊦」を削る。

第九号様式中「三重県教育委員会 様」を「三重県教育委員会 へて」に改める。

第十号様式から第十二号様式までの規定中「㊦」を削る。

第十三号様式中「三重県教育委員会 様」を「三重県教育委員会 へて」に改め、「㊦」を削る。

第十四号様式及び第十六号様式から第二十号様式までの規定中「㊦」を削る。

第二十二号様式及び第二十四号様式中「三重県教育委員会 様」を「三重県教育委員会 へて」に改め、「㊦」を削る。

第二十五号様式から第二十八号様式までの規定中「三重県教育委員会教育長 様」を「三重県教育委員会教育 へて」に改め、「㊦」を削る。

第二十九号様式及び第三十号様式中「㊦」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の三重県文化財保護条例施行規則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、改正後の三重県文化財保護条例施行規則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

告 示

三重県教育委員会告示第6号

三重県教育委員会表彰規則取扱要綱の一部を改正する告示を次のとおり定めます。

令和3年3月23日

三重県教育委員会教育長 木 平 芳 定

三重県教育委員会表彰規則取扱要綱の一部を改正する告示

三重県教育委員会表彰規則取扱要綱（昭和25年三重県教育委員会告示第24号）の一部を次のように改正する。

第4号様式中「印」を削る。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

訓 令

教委訓第2号

三重県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。

令和3年3月23日

三重県教育委員会教育長 木 平 芳 定

三重県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令

三重県教職員住宅管理規程（昭和42年教委訓第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(入居の申込) 第5条 教職員住宅に入居しようとする者は、教職員住宅入居申込書（第1号様式）を管理者に提出しなければならない。	(入居の申込) 第5条 教職員住宅に入居しようとする者は、教職員住宅入居申込書（第1号様式）を <u>当該所属学校長を経由して</u> 管理者に提出しなければならない。

第1号様式及び第3号様式を次のように改める。

第1号様式（第5条関係）（表）

※	受付年月日	受付番号	順位	決定	調査員

教職員住宅入居申込書（単身者用）
世帯者用

申込者 現住所					
職氏名				所属 学校名	
入居すべき家族（申込者も記入すること。）					記入上の注意 ① ※印欄は記入しないこと。 ② 独身者用世帯者用のどちらかに○印を付すこと。 ③ 調査の結果記載に偽りがある場合は入居できない。 ④ その他参考事項を裏面に記入すること。
氏名	続柄	生年月日	職業(勤務先)	備考	
	本人				
住宅に困っている事情（具体的に記入すること。）					※調査員の意見
上記のとおり相違ありませんから申し込みます。 年 月 日 申込者氏名 管理者 殿					

規格 A4

第3号様式（第8条第2項関係）

誓 約 書

教職員住宅所在地

教 職 員 住 宅 名 教 号（単身者用・世帯者用）

面 積 平方メートル

家 賃（月額） 円

年 月 日付 第 号により上記教職員住宅の入居承認を受けたので入居後は、三重県教職員住宅管理規程を堅く守り、貴職の指示に従うことを誓約します。

年 月 日

住 所

所属学校名

氏 名

管理者 様

規格 A4

第4号様式から第7号様式までの規定中「㊟」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の際現に改正前の三重県教職員住宅管理規程の規定に基づいて提出されている申込書その他の書類は、改正後の三重県教職員住宅管理規程の規定に基づいて提出された申込書その他の書類とみなす。

教委訓第3号

局 中 一 般
各 県 立 学 校

三重県教育委員会の感染症の管理に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定めます。

令和3年3月23日

三重県教育委員会教育長 木 平 芳 定

三重県教育委員会の感染症の管理に関する訓令の一部を改正する訓令

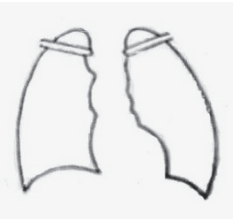
三重県教育委員会の感染症の管理に関する訓令（昭和54年教委訓第1号）の一部を次のように改正する。

様式第2号を次のように改める。

(様式第2号)

診 断 書 (結 核)

三重県教育委員会

氏 名			生年月日	年	月	日
所 属					性別	男 ・ 女
住 所						
病 名			診断年月日	年	月	日
既往症			合併症			
(自・他覚的所見)						
レントゲン所見	撮影	年	月	日	ツベルクリン反応	陰 性 ・ 陽 性
	No.			血 沈 検 査	年 月 日実施	
	(病 型)			1時間値	mm	2時間値
		咯 痰 検 査	年 月 日 実施	塗抹 ()	年 月 日 実施	塗抹 ()
		年 月 日 実施	塗抹 ()	年 月 日 実施	塗抹 ()	培養 ()
治 療 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日 まで		(入院 ・ 通院)			
	年 月 日 ~ 年 月 日 まで		(入院 ・ 通院)			
化学療法内容	年 月 日から 年 月 日まで 薬剤名 INH ・ RFP ・ EB ・ PZA ・ SM ・ KM ・ EVM TH ・ PAS ・ CPM ・ CS ・ その他 ()					
主治医の意見 ・ 今後の治療方針等について ・ 就業上の注意について (休業解除時)						
上記のとおり診断する。 年 月 日						
				医療機関住所		
				医療機関名		
				医 師 名 (自署又は 記名押印)		

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

お 知 ら せ

令和3年3月23日付け三重県公報号外に、教育委員会関係条例が次のように掲載されました。

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和三年三月二十三日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第六号

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与の特例に関する条例（平成二十九年三重県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、県の厳しい財政状況を考慮し、平成二十九年四月一日から令和四年三月三十一日までの間（以下「特例期間」という。）において、知事、副知事、教育長、常勤の監査委員、公営企業管理者及び職員の給与を減額するための特例を定めることを目的とする。</p> <p>(教育長の給料の額の特例)</p> <p>第四条 特例期間においては、教育長の給料の額は、三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例（平成十三年三重県条例第六号）第二条の規定にかかわらず、同条の規定により定められる月額から、その百分の二に相当する額を減じて得た額とする。ただし、期末手当及び退職手当の額の算定についての給料月額は、同条の規定により定められる額とする。</p> <p>(常勤の監査委員の給料の額の特例)</p> <p>第五条 特例期間においては、常勤の監査委員の給料の額は、識見を有する者のうちから選任された監査委員の給与及び旅費条例（昭和二十二年三重県条例第十九号）第一条の規定にかかわらず、同条の規定により定められる月額から、その百分の二に相当する額を減じて得た額とする。ただし、期末手当及び退職手当の額の算定についての給料月額は、同条の規定により定められる額とする。</p> <p>(公営企業管理者の給料の額の特例)</p> <p>第六条 特例期間においては、公営企業管理者の給料の額は、公営企業管理者の給与及び旅費条例（昭和四十一年三重県条例第五十九号）第一条の規定にかかわらず、同条の規定により定められる月額から、その百分の二に相当する額を減じて得た額とする。ただし、期末手当及び退職手当の額の算定についての給料月額は、同条の規定により定められる額とする。</p> <p>(職員の給料及び管理職手当の月額の特例)</p> <p>第七条 特例期間においては、職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号。以下「職員の給与条例」という。）第六条の二に規定する特</p>	<p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、県の厳しい財政状況を考慮し、平成二十九年四月一日から令和三年三月三十一日までの間（以下「特例期間」という。）において、知事、副知事、教育長、常勤の監査委員、公営企業管理者及び職員の給与を減額するための特例を定めることを目的とする。</p> <p>(教育長の給料の額の特例)</p> <p>第四条 特例期間においては、教育長の給料の額は、三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例（平成十三年三重県条例第六号）第二条の規定にかかわらず、同条の規定により定められる月額から、その百分の十に相当する額を減じて得た額とする。ただし、期末手当及び退職手当の額の算定についての給料月額は、同条の規定により定められる額とする。</p> <p>(常勤の監査委員の給料の額の特例)</p> <p>第五条 特例期間においては、常勤の監査委員の給料の額は、識見を有する者のうちから選任された監査委員の給与及び旅費条例（昭和二十二年三重県条例第十九号）第一条の規定にかかわらず、同条の規定により定められる月額から、その百分の十に相当する額を減じて得た額とする。ただし、期末手当及び退職手当の額の算定についての給料月額は、同条の規定により定められる額とする。</p> <p>(公営企業管理者の給料の額の特例)</p> <p>第六条 特例期間においては、公営企業管理者の給料の額は、公営企業管理者の給与及び旅費条例（昭和四十一年三重県条例第五十九号）第一条の規定にかかわらず、同条の規定により定められる月額から、その百分の十に相当する額を減じて得た額とする。ただし、期末手当及び退職手当の額の算定についての給料月額は、同条の規定により定められる額とする。</p> <p>(職員の給料の月額及び勤勉手当の特例)</p> <p>第七条 特例期間においては、職員（職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号。以下「職員の給与条例」という。）第二条に規定する</p>

定職員の給料の月額は、職員の給与条例、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第一号。次条において「職員勤務時間条例」という。）第十六条第三項（第十六条の二第三項において準用する場合を含む。）、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和二十六年三重県条例第三十六号。次条において「職員懲戒条例」という。）第四条並びに職員の育児休業等に関する条例（平成四年三重県条例第一号。次条において「育児休業条例」という。）第十七条、第十八条及び第二十九条の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から、その百分の二に相当する額を減じて得た額とする。

職員、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号。以下「公立学校職員の給与条例」という。）第二条第一項に規定する職員、企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年三重県条例第六十二号。以下「企業庁企業職員の給与条例」という。）第一条に規定する職員、病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成十年三重県条例第五十号。以下「病院事業庁企業職員の給与条例」という。）第一条に規定する職員、現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和三十七年三重県条例第一号）第一条に規定する現業職員及び県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和三十七年三重県条例第二号）第一条に規定する現業職員をいう。以下同じ。）の給料の月額は、職員の給与条例、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十七年三重県条例第六号）附則第四項から第六項まで、公立学校職員の給与条例、公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成二十七年三重県条例第二十八号）附則第三項から第五項まで、企業庁企業職員の給与条例、病院事業庁企業職員の給与条例、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第一号。次条において「職員勤務時間条例」という。）第十六条第三項、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第二号。次条において「公立学校職員勤務時間条例」という。）第十六条第三項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年三重県条例第一号。以下「外国派遣条例」という。）第四条第一項、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年三重県条例第六十六号。以下「公益的法人等派遣条例」という。）第四条、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和二十六年三重県条例第三十六号。次条において「職員懲戒条例」という。）第四条並びに職員の育児休業等に関する条例（平成四年三重県条例第一号。以下「育児休業条例」という。）第十七条から第十九条まで、第二十三条から第二十五条まで及び第二十九条の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該額の当該各号に定める割合に相当する額（当該相当する額に一元未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。

- 一 職員の給与条例第六条の二に規定する特定職員 百分の十
- 二 職員の給与条例第二十一条第二項に規定する特定管理職員（次号及び第四号において「特定管理職員」という。）であつて、職員の給与条例第六条第一項第一号の行政職給料表（以下この号、第四号及び第五号において「行政職給料表」という。）

2 | 特例期間においては、職員の給与条例第十七条第一項、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十二年三重県条例第十号。以下「公立学校職員の給与条例」という。）第二十二條の二第一項、企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和三十二年三重県条例第六十二号。以下「企業庁企業職員の給与条例」という。）第十条及び病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成十年三重県条例第五十号。以下「病院事業庁企業職員の給与条例」という。）第十四條の規定により管理職手当を支給される職員の管理職手当の月額は、職員の給与条例第十七條第二項、公立学校職員の給与条例第二十二條の二第二項、企業庁企業職員の給与条例第十条及び病院事業庁企業職員の給与条例第十四條の規定にかかわらず、これらの規定により定められ、又は支給される額から、その百分の五（職員の給与条例第二十一條第二項に規定する特定管理職員にあつては、その百分の十）に相当する額（当該相当する額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減して得た額とする。

の適用を受ける職員でその職務の級が九級以上であるもの並びに行政職給料表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の程度等がこれに相当するもの 百分の三・七

三 | 特定管理職員のうち前号に掲げる職員以外の職員 百分の三・三

四 | 職員の給与条例第十七條第一項、公立学校職員の給与条例第二十二條の二第一項、企業庁企業職員の給与条例第十条及び病院事業庁企業職員の給与条例第十四條の規定により管理職手当を支給される職員（特定管理職員を除く。次号において「管理監督職員」という。）であつて、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が六級及び七級であるもの、公立学校職員の給与条例第九條第一項第一号の高等学校等教育職給料表（次号において「高等学校等教育職給料表」という。）の適用を受ける職員でその職務の級が四級であるもの、同項第二号の中学校・小学校教育職給料表（次号において「中学校・小学校教育職給料表」という。）の適用を受ける職員でその職務の級が四級であるもの並びにこれらの給料表以外の給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の程度等がこれに相当するもの 百分の二・八

五 | 管理監督職員であつて、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が五級であるもの、高等学校等教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が三級であるもの、中学校・小学校教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が三級であるもの及びこれらの給料表以外の給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の程度等がこれに相当するもの 百分の二・三

2 | 平成二十九年四月一日から令和二年三月三十一日までの間における職員の勤労手当に係る規定の適用については、職員の給与条例第二十二條第二項第一号中「百分の九十二・五（特定管理職員にあつては、百分の百十二・五）」とあるのは「百分の八十八・二五（特定管理職員にあつては、百分の百八・二五）」と、「百分の九十七・五（特定管理職員にあつては、百分の百十七・五）」とあるのは「百分の九十三・二五（特定管理職員にあつては、百分の百十三・二五）」と、公立学校職員の給与条例第二十四條第二項第一号中「百分の九十二・五」とあるのは「百分の八十八・二五」と、「百分の九十七・五」とあるのは「百分の九十三・二五」とする。

(任期付職員等の給料の月額の特例)

第八条 特例期間においては、一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年三重県条例第六十一号。以下「任期付職員条例」という。)第四条に規定する特定任期付職員(以下この条において「特定任期付職員」という。)及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十二年三重県条例第七十二号。以下「任期付研究員条例」という。)第五条に規定する第一号任期付研究員(以下この条において「第一号任期付研究員」という。)の給料の月額は、任期付職員条例、任期付研究員条例、職員勤務時間条例第十六条第三項(第十六条の二第三項において準用する場合を含む。)、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年三重県条例第二号)第十六条第三項(第十六条の二第三項において準用する場合を含む。)、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年三重県条例第一号)第四条第一項、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年三重県条例第六十六号)第四条、職員懲戒条例第四条並びに育児休業条例第二十条、第二十一条及び第二十九条の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該額の当該各号に定める割合に相当する額(当該相当する額に一日未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。

一 職員の給与条例第二十一条第二項に規定する特定管理職員に相当する特定任期付職員及び第一号任期付研究員 百分の二

二 職員の給与条例第十七条第一項、公立学校職員の給与条例第二十二條の二第一項、企業庁企業職員の給与条例第十条及び病院事業庁企業職員の給与条例第十四条の規定により管理職手当を支給される職員に相当する特定任期付職員及び第一号任期付研究員(前号の特定任期付職員及び第一号任期付研究員を除く。) 百分の一

第十条 職員の給与条例に規定する給料の調整額及び

(任期付職員等の給料の月額及び期末手当の特例)

第八条 特例期間においては、一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年三重県条例第六十一号。以下「任期付職員条例」という。)第四条に規定する特定任期付職員(以下この条において「特定任期付職員」という。)及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十二年三重県条例第七十二号。以下「任期付研究員条例」という。)第五条に規定する第一号任期付研究員(以下この条において「第一号任期付研究員」という。)の給料の月額は、任期付職員条例、任期付研究員条例、職員勤務時間条例第十六条第三項、公立学校職員勤務時間条例第十六条第三項、外国派遣条例第四条第一項、公益的法人等派遣条例第四条、職員懲戒条例第四条並びに育児休業条例第二十条、第二十一条及び第二十九条の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該額の当該各号に定める割合に相当する額(当該相当する額に一日未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。

一 その号給が六号給及び七号給である特定任期付職員、任期付職員条例第四条第三項の規定による給料月額を支給される特定任期付職員、その号給が六号給である第一号任期付研究員並びに任期付研究員条例第五条第四項の規定による給料月額を支給される第一号任期付研究員 百分の三・七

二 その号給が五号給である特定任期付職員並びにその号給が四号給及び五号給である第一号任期付研究員 百分の三・三

三 その号給が四号給である特定任期付職員及びその号給が三号給である第一号任期付研究員 百分の二・八

2 平成二十九年四月一日から令和二年三月三十一日までの間における特定任期付職員及び第一号任期付研究員の期末手当に係る規定の適用については、任期付職員条例第五条第二項及び第三項並びに任期付研究員条例第六条第三項中「百分の百六十七・五」とあるのは「百分の百六十二・二五」と、「百分の百七十二・五」とあるのは「百分の百六十八・二五」とする。

第十条 職員の給与条例に規定する給料の調整額及び

手当、公立学校職員の給与条例に規定する給料の調整額、教職調整額及び手当、企業庁企業職員の給与条例に規定する手当、病院事業庁企業職員の給与条例に規定する給料の調整額及び手当、任期付職員条例第四条第四項に規定する特定任期付職員業績手当、任期付研究員条例第五条第五項に規定する任期付研究員業績手当、職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和四十一年三重県条例第二十九号）に規定する特殊勤務手当、三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）に規定する退職手当並びに公立学校職員の退職手当に関する条例（昭和三十年三重県条例第十一号）に規定する退職手当の額の算出の基礎となる給料及び管理職手当の月額については、第七条及び第八条の規定は、適用しない。

手当、公立学校職員の給与条例に規定する給料の調整額、教職調整額及び手当、企業庁企業職員の給与条例に規定する手当、病院事業庁企業職員の給与条例に規定する給料の調整額及び手当、任期付職員条例第四条第四項に規定する特定任期付職員業績手当、任期付研究員条例第五条第五項に規定する任期付研究員業績手当、職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和四十一年三重県条例第二十九号）に規定する特殊勤務手当、三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）に規定する退職手当並びに公立学校職員の退職手当に関する条例（昭和三十年三重県条例第十一号）に規定する退職手当の額の算出の基礎となる給料の月額については、第七条及び第八条の規定は、適用しない。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

公立学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和三年三月二十三日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第十八号

公立学校職員定数条例の一部を改正する条例

公立学校職員定数条例（昭和二十二年三重県条例第九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(県立学校職員の定数)</p> <p>第三条 県立学校の職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 高等学校 校長、教員、養護教員及び実習助手 二、九三三人 事務職員及び技術職員 二五五人 その他の職員 五七人 計 三、二四五人</p> <p>二 特別支援学校 校長、教員、養護教員、実習助手及び寄宿舎指導員 一、二一九人 栄養教諭及び学校栄養職員 一三人 事務職員 八〇人 その他の職員 三人 計 一、三二五人</p> <p>(市町立学校職員の定数)</p> <p>第四条 市町立学校職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 小学校（義務教育学校の前期課程を含む。） 校長及び教員 五、九五一人 養護教員 三五一人 栄養教諭及び学校栄養職員 一二人</p>	<p>(県立学校職員の定数)</p> <p>第三条 県立学校の職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 高等学校 校長、教員、養護教員及び実習助手 三、〇四九人 事務職員及び技術職員 二六九人 その他の職員 五九人 計 三、三七七人</p> <p>二 特別支援学校 校長、教員、養護教員、実習助手及び寄宿舎指導員 一、一九二人 栄養教諭及び学校栄養職員 一三人 事務職員 八三人 その他の職員 三人 計 一、二九一人</p> <p>(市町立学校職員の定数)</p> <p>第四条 市町立学校職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 小学校（義務教育学校の前期課程を含む。） 校長及び教員 六、〇四一人 養護教員 三五七人 栄養教諭及び学校栄養職員 一二人</p>

<p>事務職員 三六八人 計 六、七八一人</p> <p>二 中学校（義務教育学校の後期課程を含む。） 校長及び教員 三、三四五人 養護教員 一五一人 栄養教諭及び学校栄養職員 二八人 事務職員 一七〇人 計 三、六九四人</p>	<p>事務職員 三七二人 計 六、八八二人</p> <p>二 中学校（義務教育学校の後期課程を含む。） 校長及び教員 三、三三三人 養護教員 一五三人 栄養教諭及び学校栄養職員 二九人 事務職員 一六八人 計 三、六六三人</p>
---	---

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和三年三月二十三日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第十九号

公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（令和元年三重県条例第三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(期末手当)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、第三条の規定に基づき定められた報酬の額を基礎として規則で定める額に、百分の百二十七・五を乗じて得た額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、第三条の規定に基づき定められた報酬の額を基礎として規則で定める額に、百分の百三十を乗じて得た額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4 (略)</p>

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

発 行
津市広明町13番地 三重県教育委員会